

1 ⑤ 判例は、「取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない」とした上で、「公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ない」としている。

2 ② 責任の要件（刑事未成年者や心神喪失者等の該当性）は、刑事責任追及の場面で問題とされるものであり、警告の際に問題となる被害防止という見地からは、責任の要件を充足するか否かによって、取扱いに区別を設ける必要がない。したがって、「犯罪」については有責性を問わない。

3 ④ 「供用」とは、不正に作出された電磁的記録を他人の事務処理のため、これに使用される電子計算機において用い得る状態に置くことをいう。例えば、キャッシュカードであれば、銀行の ATM 等に差し込むことであり、単に他人に交付するだけでは足りないものとされている。

4 ③ 刑訴法 222 条 3 項，116 条参照。急速を要する場合の例外規定は存在しない。

5 ① 警察礼式 6 条参照。上官は答礼し、同級者は互いに敬礼を交換しなければならないのが原則である。

6 ③ 「6センチメートルをこえる」という場合には、6センチメートルという基準点の数を含まない。仮に、6センチメートルという基準点の数を含むときは、「6センチメートル以上」というように「以上」が用いられる。

7 ⑤ 現在、潜在指紋の検出方法において、全ての物体に対して有効である唯一のものはない。したがって、1つの方法だけで断念するのではなく、粉末法、液体法、気体法等の種々の方法を駆使して、できる限り手を尽くすことが重要である（複式検出法）。

8 ④ 正しくは、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」である。自転車は、道交法上、軽車両と位置付けられているからである（同法 2 条 1 項 11 号）。

9 ② = % サイバー攻撃の特徴としては、攻撃の被害が目に見える形で顕在化するのではなく、むしろ目に見えない形で潜在化する傾向があるとされており、被害者が不正アクセスや不正プログラムの感染に気づかない可能性さえある。

10 ① 名刺を切らすことは失礼に当たるので、出かけるときには必ず名刺の残数をチェックし、多く使いそうな日は、名刺入れとは別にポケットや鞆に予備を入れておくなど、常に余分に準備しておくべきである。特に、出張の際などは、名刺を切らすことのないよう留意する。